

## ○国の機関における行政実務研修派遣に係る旅費の取扱いについて

(平成23年3月30日学長裁定)

国立大学法人上越教育大学の職員が国の機関における行政実務研修に派遣されることにより住所又は居所を移転した場合は、国立大学法人上越教育大学旅費規程（平成16年規程第52号）第3条第8号に規定する赴任として取り扱うものとする。

### 附 記

この取扱いは、平成23年4月1日から適用する。